

令和6年3月13日

東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱 の一部改定について

東京都水道局では、シールド工法を採用する工事は、東京都水道局送配水管布設工事（シールド工法）の発注取扱要綱において、入札参加条件や事前の技術認定を定め、当該工事及び競争入札の適正な執行を図ることとしています。

以下のとおり、内容を一部改定することとしましたので、お知らせいたします。

1 改定目的

要綱の適用基準や入札参加条件を明確にするため

2 改定内容

（1）適用基準

セグメント外径 1800 mm以上のシールド工事に適用する。

（2）入札参加条件の細目（施工実績の対象工事）

セグメント外径 1800 mm以上のシールド工事を施工実績の対象とする。

3 施行日

令和7年4月（予定）

【問合せ先】

水道局経理部契約課

直通 03-5320-6402